

2009年12月18日

大阪市長 平松邦夫様

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 川口清一
大阪市地域協議会
議長 須川伊和夫

「2010(平成22)年度 政策・予算」に対する要請

貴職の日頃よりの住民生活の向上にむけた行政・施策の推進に敬意を表します。

さて、昨秋からの世界同時金融危機は、日本の勤労者にも大きな影響を与えています。

また、この間の市場原理主義的な政策は、非正規労働者の急増や所得格差の拡大を生むなど大きな社会問題となっています。

このような動向は、大阪においても例外ではなく、逆に非正規労働者比率は全国3位、生活保護率は全国1位、自殺者数は全国2位、さらに高止まりしたままの失業率、1倍を大きく割り込む有効求人倍率、過重労働やメンタルヘルスの課題など、勤労者や生活者にとってより厳しい環境となっています。

こうした背景から、連合、連合大阪は、今こそ「社会全体の価値観の転換(パラダイムシフト)」をはかり、「労働を中心とした福祉型社会」の実現を図るべく運動を強化することとしています。

そして、今回、連合大阪でも広く勤労者、生活者の観点で論議を重ね「2010(平成22)年度 政策・予算に対する要請」をとりまとめました。

要請の基本は、「雇用・労働政策の充実・強化」、「産業政策の強化・拡充」、そして「安全に安心して暮らせる社会の実現」の3点です。この3点はそれぞれが独立したのではなく、「良質な雇用、公正な労働は産業の活性化に不可欠で、また雇用の安定は生活や治安における安心をもたらし、さらに地域の活性化にもつながる」と相互に関連しあつて、「元気で住みやすい、安心と安全の大阪」を形作っていくものと確信しています。

具体的な内容について、これらの趣旨を十分にお汲み取りいただきながら、貴職の行政運営に是非とも反映させていただくよう要請する次第です。

(※なお、いただいたご回答は、連合大阪ホームページなどに掲載させていただきますので、あらかじめご了承ください)

1. 雇用・労働施策（7項目）

(1)（雇用・労働行政全般に対する施策強化）

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実、強化から良質な雇用の確保と創出について、府と連携のもと力強い施策を展開されること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実、強化を図られること。

(2)（大阪雇用対策会議の充実）※大阪市のみ

「大阪雇用対策会議」は、大阪府における雇用状況の改善に向けて、公労使の各セクターが連携を図り、「雇用・就労支援プログラム」などを策定してきた。雇用情勢の厳しい今こそ、「大阪雇用対策会議」の意義を再認識し、緊急雇用対策プランの策定にあたっては構成団体と連携を密にした取り組みを行うこと。

(3)（就職困難層への支援施策の強化）

特に就労支援を必要としている若年者、高齢者、母子家庭の母、障がい者、ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、キメ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事と共に住居を無くした方々への実効ある支援施策を検討、強化されること。

(4)（各種労働法制の周知徹底と指導）

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底、履行されるよう企業、経営者団体等に指導を行うこと。

(5)（総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定）

行政の福祉化推進の観点から未導入の基礎自治体については早期に導入されること。既導入の自治体にあつては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立されること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額 870 円を下回らないよう契約書、仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず、業種の拡大を図ること。今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(6)（ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み）

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨が周知・徹底されること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等の選定し、研究を進められること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進され

るよう施策の充実を図ること。

(7) (ワークシェアリングの検証と研究)

ワーク・ライフ・バランス社会の実現につながるワークシェアリングは、過去に「大阪府産業労働政策推進会議」から「労働力需給の構造的変化とワークシェアリング」について提言も行われたが、これまでに導入された企業・団体等を検証されること。さらに、公正な均衡処遇が確保された多様な働き方ができる社会をめざした研究をさらに進められること。

2. 経済・産業・中小企業施策 (4項目)

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用から、ビジネスチャンス拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(2) (新たな雇用創出に繋がる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は、地場中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。

また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから新たな施策を展開されること。

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請け中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化されること。

3. 行財政改革施策 (5項目)

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示されること。また、住民に対して理解を深めてもらうため適宜、情報公開を行うこと。

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見、提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど双方向から連携を図ること。

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化について)

- ① 補助金の交付金化や政策協議の場が府と設置されているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう人的・財政的な措置も行うこと。
- ② 大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村を特例市なみの事務権限の委譲に向けて、委譲対象業務、財政・人的支援面から議論されているが画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また、推進にあたっては住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にされること。
- ③ さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに積極的な見直しを行なうこと。

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言について)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら引き続き、府と連携を図り、国に対して積極的な提言および行動を行うこと。

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討について)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見てわかりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

4. 福祉・医療施策 (4項目)

(1) (2次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため、広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき2次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば大阪府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などを新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めた、サービス提供基盤の整備や障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのかわからないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施をしている市民の健康づくりに関する取り組みと同様に企業に対しても、医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に、中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

5. 子ども教育・男女平等施策 (7項目)

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てができるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実をはかることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き、学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来、社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により、教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制

を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待への対応は、早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

「配偶者暴力防止法」の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に対する積極的な体制整備を図ること。また、市民が配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう「配偶者暴力防止法」の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

6. 環境・街づくり・平和人権施策 (7項目)

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

「地球温暖化防止計画」策定自治体

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発および産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、大阪府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

① 大規模災害に備え、災害時用の食料備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。

- ② 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は、全国平均に比べると低い水準になることから優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティーを重視した地域組織(自治会や自警団、夜回り隊など)との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。とくにバリアフリー化(大阪府 37.0%)が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況(大阪府 45.8%)が全国平均(56.8%)を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2(踏切交通実態総点検結果)の実態を踏まえて、大阪と連携して、高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備(鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など)も進めて行くこと。また地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を市民に対して、より広く、よりわかりやすく行うこと。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

さまざまなハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて、人権侵害に対する救済制度を確立するためにも「人権侵害救済法(仮称)」の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

7. 大阪市地域協議会個別要請(7項目)

(1) 「元気アップ大阪」構想について

大阪市は「元気な大阪」をめざす政策推進ビジョンのもとに、「市民との協働」の取り組みを重点的に推進して行くこととしています。「協働」の取り組みは重要であり、地域協議会としてもその方向で推進すべきであると考えおり、それらの趣旨が活かされた地域における具体的行政展開を求めます。環境行政・放置自転車・街づくりなど

について、地域の労働組合として協働の取り組みは可能であり具体検討を行うこと。

また、区役所で行なわれている特色ある地域づくりにむけた事業について、イベント的事业に終わることなく、地域住民、企業、労組など地域参加のもと継続的活性化に繋がる事業となるよう要請します。

(2) 雇用・生活施策の一体的支援

「派遣切れ・雇止め」などに伴い、不安定な生活を余儀なくされている者に対し、ホームレスに陥らせないため「就労と生活」の一体的支援を行なうこと。そのため労働・福祉施策の横断的活用を行なうこと。

(3) 保育所待機児童解消と食の安全

① 保育所待機児童の解消に向け一層の入所枠の拡大を図ること。特に乳児の入所枠に拡大を求めます。そのため官・民の連携を行なうと共に民間保育所・福祉施設で働く労働者の「給与改善費制度」の維持・改善を図ること。

② 「食」の安全にたいする関心が極めて高くなっており、特に子供に対する「食」の安全確保は大切な課題です。安全な食物確保・提供、子どもの「食育」の充実を求めるとともに、「中学校での学校給食のあり方」について、検討状況を明らかにするよう要請します。

(4) ごみの減量化とリユース

各家庭ごみの分別収集の一層の推進を行なうとともに、分別収集されたものが資源のリユースに繋がるよう施策の充実・強化を図ること。

(5) 放置自転車禁止区域の拡大、バイクを含めた駐輪対策の充実

駅周辺のみならず公共施設・住宅地においても放置自転車禁止区域とするなど条例改正を含め一層強化すること。また駐輪場の設置・拡大とあわせバイクの駐車対策も行うよう要請します。

(6) 路上喫煙禁止区域の拡大と喫煙場所の整備

現在、御堂筋を中心として路上喫煙禁止区域が設定されていますが、全市的には、なお歩行中の喫煙も多く禁止区域の拡大を図ること。また、それらの区域内での喫煙場所の整備も要請します。

(7) 区役所相談窓口の充実・総合相談の実施

市民生活や企業活動にかかわる直接的問題・課題は区役所へ相談されることがおおく、リアルタイムでの対応・解決が必要です。また一人ひとり(又は1つひとつ)の相談内容は行政施策を横断することが多く、様々な行政機関が縦割りでは対応が出来ません。大阪府を含め他の行政施策と連携・連動させ、総合的な窓口対応(ワンストップ相談)ができるよう機能強化を要請します。

以 上